

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公表（見える化要件）

■介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

■介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

■「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を想定しており、介護サービスの情報公開制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

【職場環境等要件について】

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

① 入職促進に向けた取り組み

- 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・取り組み
- 職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ☑働きながら介護福祉士取得を目指す職員に対する受験に配慮した勤務割への反映と資格取得者に対して給与等処遇面の考慮や、専門性の高い介護技術を取得する職員に対する認知症ケアに関する研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ☑上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

③ 両立支援・多様な働き方の推進

- ☑出産子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業の制度化
- ☑職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ☑有給休暇が取得しやすい環境の整備

④ 腰痛を含む心身の健康管理

- ☑介護職員の身体の負担軽減のため、自社の理学療法士等による相談窓口の開設及びコンディショニングの実施
- ☑年次健康診断の実施、職員のための休憩室の確保
- ☑事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

- ☑タブレット端末や情報共有システム、センサー等の導入による業務量の縮減

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ☑頻繁なミーティング開催等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ☑地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ☑利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ☑ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供